補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。
事業着手予定日の**３０日以上前までに申請が必要です。**
※ 交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は補助対象外です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第１）	・交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・記入日、金額、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。 ・複数の改修工事を行う場合は最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
内訳書（様式第１－１）	・見積書の内容と一致しているかを確認します。	
住宅の所有者、建築年、延べ面積が確認できる書類	・直近３か月以内に発行された名寄せ（土地・建物）、登記事項証明書等 ・登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は閲覧用のため、住宅の登記事項証明書にはなりません。 ・建築年が昭和５６年頃で「地震に対する安全性が確認できる書類」を提出しない場合は、建築確認年月日が分かる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）を添付してください。	
対象住宅の位置図	・現地確認に伺う場合があります。対象住宅に印をつけてください。	
住宅全体の平面図等	・省エネ改修を行う位置に印をつけてください。 ・図面の改修箇所に通し番号を記入してください。	
省エネ改修に係る見積書の写し	・見積書作成日、申請者氏名（様式第１と一致すること）、施工会社名、工事ごとの金額の内訳等が確認できるもの。 ・施工部位ごとの費用（税抜）を記載してください。 ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるよう明示してください。 ・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。	
仕様確認書（参考様式）	・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。 ・見積書に仕様確認書（参考様式）の内容が記載されている場合は、提出不要です。	
現況写真等（カラー写真）	・住宅全景（正面及び側面）と改修する部分の写真（既存設備を含む。）を添付してください。詳細は現況写真（参考様式）の記入例をご確認ください。 ・参考様式を使用しない場合は、撮影場所、撮影日（直近３か月以内であること）、現況がＺＥＨ水準の仕様基準を満たしていないことの説明が記載されている必要があります。 ・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。 ・審査の際に、ＺＥＨ水準の仕様基準を満たしていないことの根拠書類の提出を求める場合があります。	

必要書類	注意事項	✓
省エネ改修工事の建材、設備等が確認できる書類	・「みらいエコ住宅2026事業」等に登録されている場合は、登録されていることがわかるもの ・上記で登録が確認できない場合は、メーカーが発行するカタログ等 ・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。	
既存設備の仕様が確認できる書類	・既存設備を組み合わせて、設備の効率化に係る工事を実施する場合のみ ・既存設備が8ページの設備の仕様を満たしていることが確認できるカタログ等を添付してください。	
ＢＥＬＳ評価書等の写し	・全体改修の場合のみ ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和５６年５月３１日以前に着工された建物の場合のみ ・本工事に併せて耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する場合は、耐震改修費補助金交付決定通知書等 ・本工事を行う前に耐震改修を実施した場合は、耐震性能証明書（参考様式）	
他の補助金等申請書の写し	・該当がある場合のみ	

＊その他注意事項＊
・申請方法は２種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
・交付申請の提出時に滞納状況の確認を行います。
・提出日前１週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。
・提出書類に不備等があった場合、申請順の保証、予約または確保はいたしません。

〈あいち電子申請〉
・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
・様式第１はPDF形式で提出してください。

〈窓口〉
・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
・書類を確認後、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

交付決定

・審査後、交付決定通知書を送付します。
※ 審査期間は概ね３０日程度となります。
・交付決定通知書が手元に届いてから、契約・事業着手してください。
交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は交付決定を取消します。

変更申請

・交付決定通知後、やむを得ず事業内容を変更する場合は、事業着手前（契約の締結を含む。）に速やかに環境都市推進課へご連絡ください。
・軽微な変更（6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（実績報告書提出期限内に限る。）、補助金の額に変更がない工事内容の変更）の場合は変更申請は不要ですが、実績報告時に変更した内容が確認できる書類を添付してください。

補助金受給までの手続き

申請者

安城市　環境都市推進課（北庁舎2階）

１交付申請

令和８年６月１５日(月)～令和８年１１月３０日(月)
にあいち電子申請または窓口にて提出してください
※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

事業着手予定日の３０日以上前までに申請
※交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は補助対象外です。

２交付決定

申請者へ交付決定通知書が郵送される

３事業着手

- 交付決定通知書が手元に届いてから、
  契約を締結し、事業に着手してください。
- 申請内容に変更があった場合は、
  事業着手前（契約の締結を含む。）に
  速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

４実績報告

事業完了日から３か月後の末日または
令和９年２月１５日（月）のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

５補助金交付

指定口座に振込み
（実績報告から1か月程度）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
  （ホーム＞生活・サービス＞お得な制度＞住宅省エネ改修促進補助金制度）
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。